

論文投稿及び掲載並びに英語論文校正費用助成規程

第1条 助成対象者……旭川医科大学内外のAMUSE個人会員

第2条 助成対象論文……全てのJOURNAL（和文、英文は問わない）

第3条 助成対象及び助成額

- ① 投稿及び掲載料
- ② 校正料

上記①及び②についての合計金額を論文一遍につき上限30万円（税込み）で助成可能とする。

- 注1） 但し、①、②いずれも自己資金（科研費等）並びに大学外会員で所属施設からの助成がある場合は、それらを優先すること。
- 注2） 投稿料、校正料いずれも30万円に達しないときは、その額とする。
- 注3） AMUSEに所属する診療科または病院が執筆責任を持つ論文で、筆頭著者がAMUSE会員でない場合は、上限を上記の半額とする。

第4条 助成の回数……無制限とする。

第5条 助成金申請及び精算

別紙の「論文投稿費用助成申請書」、並びに「英語論文校正費用助成申請書」に、上記第3の助成対象に係る領収書原本及び成果物を添付し、AMUSE事務局に提出すること。

第6条 助成金の支給

申請内容及び領収書の確認後、申請書本人の指定した金融機関口座へ振込みの方法により支給する。

附 則

1. この規程は、平成29年1月26日に施行し、平成28年11月10日から適用する。
2. 改正後の規程は、令和2年10月1日から施行する。